

## 「茂原市立学校図書館資料収集方針（案）」及び「茂原市立学校図書館除籍方針（案）」に対する意見募集の結果について

「茂原市立学校図書館資料収集方針（案）」及び「茂原市立学校図書館除籍方針（案）」について、学校図書館担当者の皆さまから貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

### 意見等の募集期間

平成28年12月1日（木）から12月22日（木）まで

### 意見等の受付校数及び件数

9校 12件 意見なし7校

### お寄せいただいたご意見の趣旨及びご意見に対する市教育委員会の考え方

いただいたご意見については、原則として原文のまま掲載しております。

#### ○資料収集方針

No.	ご提出いただいた意見等の概要	市教育委員会の考え方
全般		
1	本校には特に図書館資料収集方針や除籍方針がないので、担当の判断に任せられる部分が多いです。この機会に、他の学校の情報をいただき、同じ方向で進めていけたらと思っています。	ご意見として承ります。
2	資料収集・除籍の方針はわかりました。	ご意見として承ります。
3	両方針（案）でよいと思います。	ご意見として承ります。
4	市の方針通りでお願いいたします。	ご要望として承ります。
第2条（基本方針）		
5	第2号 「評価にあたっては」は、何の評価か明確でないため削除した方が良い。 「心情」はとらえ方の難しい言葉なので「志向」「成長（過程）」にあたる表現の方が妥当では？	ご意見として承ります。

報告事項2

6	<p>第9号</p> <p>「美しい」は抽象的な言葉なので、判断の基準とするのは難しい。「正確で」も、何ををもって「正確な言葉」とするかは、簡単ではない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
7	<p>第10号</p> <p>「評価の定まった」は誰の評価かあいまいである。古いものはなりやすい。資料的価値があるもの、情操教育に資するものが最近多く出ているようである。新しいものもいいものがある。</p>	<p>マンガは学校図書館が積極的に収集しなくてもよい資料と思われますので、ご意見として承ります。</p>
<p>第3条 (収集資料の種類)</p>		
8	<p>第3号 雑誌について、どの程度のものまで採用されるのか、基準を設けるべきでは。</p>	<p>学校図書館が収集すべき資料の種類として示したものです。今後の学校図書館には読書センターだけでなく、学習・情報センターとしての機能も求められていますので、新聞の他にも雑誌や視聴覚資料等も整備すべき資料であり、その収集基準は、今後の検討課題として認識しています。</p>
<p>第4条 (収集資料の決定)</p>		
9	<p>教頭、教務主任、図書主任を核とした委員会としてはどうか。(間口を広げすぎると、タイムリーな選書及び購入等が出来にくくなる。スピーディさも大切な要件だと考えるため。)</p>	<p>学校教育課で担当する図書費が少なくご不便をおけてしているところですが、少ない予算だからこそ慎重に選書すべきであり、読み物だけでなく各教科などの学習効果を高めるための資料も発達段階に応じて必要であることから、各学年や各教科の代表者も選定委員会の構成員としています。また、現在整備を進めている学校司書の配置も念頭に置いています。</p>
10	<p>司書教諭又は学校司書が専任で活動できる状況にない学校では、選定委員を設定しても、うまく仕事が進まないおそれがあるようにも思います。</p>	<p>学校規模によっては、方針案どおりの委員構成は困難であることも承知しておりますので、方針案は原則として捉えていただいて構いませんが、学校図書館における資料の選択と収集は、読解力の向上やアクティブ・ラーニングの全教科への導入など、今後の教育活動を支える重要な役割を担っていることをご認識していただき、体系的で均衡のとれた資料構成を目指して、できるだけ多くの教職員のご意見を反映していただきたいと思います。</p>

報告事項 2

11	<p>第4条の第1号と第2号をまとめて明記してほしい。</p> <p>「<u>収集資料の選定は、校長、教頭、教務主任、司書教諭又は図書主任、学年又は教科の各代表者、事務職員及び学校司書等で構成し、校長は図書選定結果に基づき、収集資料を決定するものとする。</u>」</p> <p>委員会を設ける場合は、校長も含まなければならない。また、記録も残すことになるので、もう少し簡略化してもよいと考えます。</p> <p>各学校で実施している校務分掌内で収まると考えます。</p>	
----	--	--

○資料除籍方針

No.	ご提出いただいた意見等の概要	市教育委員会の考え方
全般		
12	<p>除籍については、より簡略化になるよう、データ入力のみで行えるものにしていただくと幸いです。</p>	<p>H28. 8. 18 付け事務連絡「学校図書館データベース化準備作業により除架された図書の取扱いについて」により、「教材備品廃棄申請書」に添付する廃棄図書リストの入力項目は登録番号と書名のみとしました。また、今回データベース化された学校のシステムでは、廃棄したい図書のバーコードをなぞれば、廃棄図書リストが作成される機能もありますので、ご活用ください。</p>